

原爆症認定集団訴訟

6・4 原告全員救済を求める総決起集会アピール

2003年4月からはじまった原爆症認定集団訴訟は、現在305人の原告によって全国15地裁と6つの高裁で争われていますが、5月28日の仙台高裁、30日の大阪高裁で、高裁としては初めての判決がだされ、原告全員勝訴の判決が下されました。

そんな中、私たちは本日、全国から原告、被爆者、支援者、弁護団が集まり「6・4原告全員救済を求める総決起集会」を開催しました。

集会には、超党派の政党代表も参加され、二つの高裁判決にそって政府・厚生労働省が上告することなく、早期に集団訴訟を解決するための決意を表明され、原告をはじめ参加者は大きく励まされました。

集会では、60余年経ってもなお続く原爆被害の深刻な爪痕が語られ、核兵器は人類と絶対に共存できない悪魔の兵器であることが改めて確認されました。

そして、原爆被害の実態をありのままに見ず、誤った「科学的知見」に固執し、誤った原爆症認定基準をつくり、これを基に被害者の願いを切り捨ててきた厚生労働省の冷たい認定行政に厳しい批判がだされました。

原爆症認定集団訴訟が、被爆の実態を告発する場となり、6地裁で、国の認定行政の誤りを断罪する判決が出されるなか、今回の仙台・大阪両高裁判決は、6地裁判決の正しさを追認し、さらに一步踏み込んで認定行政の在り方をも批判し、是正を求めるものとなっています。

原爆被害の実態を真つ正面から見据え、被害者の全面救済を促す判決が出されたことは、被爆者・原告だけでなく、日本国の核兵器政策にも影響を及ぼす重要な意義を持つものです。

厚生労働省は4月以来「新しい審査の方針」に従った認定審査で、原告を認定していますが、「自分だけが認定されてうれしくない」、「お墓に報告したが、なぜもっと早くしてくれなかったのか」という声がだされました。また、原告分断とも思える厚生労働省の態度に批判がだされました。

被爆者には、時間がありません。裁判を提訴してからすでに49人の原告が亡くなっています。

私たちは政府・厚生労働省に次のことを要求します。

- 1 政府が、仙台・大阪両高裁判決を受け入れ絶対に上告しないこと。
- 2 厚生労働省は、被爆者に謝罪し、現在提訴中の全ての原告について却下処分を見直し、訴訟の全面解決をおこなうこと。
- 3 厚生労働省は、被爆者救済の理念で、原爆症認定制度を全面的に改めることを。国民の皆さん、どうかこの要求を支持し、ご一緒に要求して下さるよう訴えます。

2008年6月4日

「6・4原告全員救済を求める総決起集会」参加者一同